

令和5年10月11日
全国郵便局長会

郵政民営化に関する意見書

郵政民営化に関する意見募集について、各地域の国民利用者の方々と直接接する郵便局を預かる責任者として地域の皆さまの声も踏まえて以下のとおり意見を提出いたします。

1 これまでの郵政民営化に対する評価

郵政事業が民営化されて16年が経過しようとしています。

郵政民営化にあたり、当時は「郵政を民営化すると郵便局で何でもできるようになり国民利用者にとって素晴らしく利便が向上する。どこの郵便局でもコンビニのように生活用品を販売することができ、あらゆるものを購入することができるし、パスポートまでも郵便局で申請し受け取ることができるなど薔薇色の社会が到来する」と喧伝されました。そしていわゆる郵政民営化関連6法が国会において成立し、民営化されました。

しかし、民営化後、郵便局に期待した効果が現れないばかりか、今まで郵便局を通じて一体として実施されていたサービスが、郵便局株式会社、郵便事業株式会社、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険に分社化したための縦割りによる弊害が顕在化し、国民利用者に大きな不便を強いるということが現実となりました。また、これらの会社に働く社員の間の意識も一体的とは言い難い状況となりました。

当初、分社化により改修した郵便局用のシステムで大規模な障害が発生するなど、郵便局をご利用いただいている皆さまに大変なご迷惑をおかけしました。この点についても対応は、社員の努力に負うところが非常に大きかったと思います。

私どもは、郵政事業と国民利用者との接点である郵便局を預かっている責任者として日々、業務に励んでおりましたが、郵政民営化によるメリットを実感したことはなく、国民利用者にご不便や今までにない負担をお掛けしているという実感しかありませんでした。

国会ではこのような状況を踏まえ、当初、想定した郵政事業の民営化に修正が必要と判断され、平成24年に各党賛成の下、改正郵政民営化法が成立し、「5社体制から4社体制への変更による分社化の弊害の是正」や「郵便局における金融のユニバーサルサービスの義務化」などが実現されるとともに、「郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の実施に当たっては、その公益性及び地域性が十分に発揮されるようにするものとする」との改正が行われました。

しかしながら、「経営の自主性、創造性及び効率性を高めるとともに公正かつ自由な競争を促進し、多様で良質なサービスの提供を通じた国民の利便の向上及び資金のより自由な運用を通じた経済の活性化」という基本理念を実現するためには、郵便局株式会社と郵便事業株式会社を統合した日本郵便株式会社を健全な経営状態の下で郵便局ネットワークを維持し、積極的に活用することが必要であり、さらなる検討と環境整備が必要不可欠と考えます。

また、我が国では、少子化、高齢化が急速に進行するとともに、大都市圏への人口集中とそれ以外の地域での過疎化が大きな社会問題となっています。このような中で、地方では人口減少に伴い、生活インフラである金融機関、農業協同組合、漁業協同組合、ガソリンスタンドや商店などが撤退を余儀なくされ、それに伴い学校、市町村役場の支所、診療所といった公共施設までもが廃止され、公共サービスが低下するとともに、地域の医療体制の脆弱化も懸念される状況となっており、これら地域にお住まいの方が日常生活を維持していく上で大きな障害となりつつあります。

私どもは、地方公共団体の事務の受託を推進するなどして、地域住民の皆さまの利便の向上を図るなど、各地域の抱える課題の解決について適正な利潤を得ながら如何に寄与できるか等、地方公共団体や地域の諸団体などと協議しながら進めております。

このことに関しましては、**昨年12月の閣議において決定した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」において、郵便局などの既存施設の行政サービス窓口としての活用やマイナンバーカードの利活用による郵便局等における証明書自動交付サービスの拡大、郵便局を活用した自宅でのオンライン診療・服薬指導のサポートの横展開の実施、オンライン診療の拠点としての郵便局の空きスペースの活用余地の検討が含まれております。**

特に、マイナンバーカードについては、本年6月の法律改正により、市町村が指定した郵便局において交付申請が完結できることとなりました。

これらについて、総務省では、「郵便局等の公的地域基盤連携推進事業」、「郵便局の行政サービス窓口としての活用」、「住民に身近な郵便局を活用した遠隔医療」の具体化について、官房長をチームリーダーとする「郵便局を活用した地方活性化方策検討プロジェクトチーム」も設置して取り組んでいただき、予算の確保も進めていただいております。

大変感謝申し上げますとともに心強く思っております。

郵政民営化委員会におかれましては、「日本郵政グループの一体経営の確保」、「金融2社への上乗せ規制の撤廃」や「ユニバーサルコストの負担」等について、このような状況を踏まえて郵便局が担い果たすべき社会的責務とそのための環境整備等について議論を深めていただくことを願う次第です。

なお、この機会に日本郵政グループについて一言申し上げさせていただきます。

本来、日本郵政グループの経営に言及する立場ではありませんが、多くの局長の思いを申し上げます。

郵政民営化後、ペリカン便、トール社や楽天との巨額のM&A、ヤマトとの提携等が行われていますが、特にM&Aはいずれも当初期待した成果を挙げていないばかりか、結果的に大きな損失を出しております。

そして、その損失は経営に影響を及ぼし、郵便局の社員の削減により、現場で利用者の皆様にサービスを提供する要員が不足することや社員の処遇改善が十分に図れていないこと、また耐震性能が不足する小規模郵便局の改善対策の遅れなどという形で、日々、額に汗し毎日の郵政業務に取り組んでいる郵便局の社員や局長たちに影響（しわ寄せ）を与えていると言わざるを得ません。

今、郵便局の現場は要員不足で疲弊しており、社員や局長の昼時間帯の休憩が十分確保で

きず、結果的に昼食が15時や16時になることが常態化しており、また、休暇もなかなか希望どおりに取得できない状況です。

本社や支社の管理部門の要員は削減せず、実際に現場で働く郵便局の要員が大幅に削減されている状況にあります。この際、例えば、本社、支社の要員を緊急に郵便局に配置するなどし、郵便局の当面の要員不足を解決していただきたいと切望しているところです。

また、これだけ大地震発生の危険が叫ばれている中で、耐震性能不足の郵便局が多数存在する状況で、郵便局利用者の方々、社員や局長の生命の危険を速やかに取り除く取組が行われないことに対して早急な建替えや耐震補強等の対応をお願いしているところです。

2 今後の郵政民営化への期待

郵便局は、郵便、貯金、保険の郵政3事業を郵便局ネットワークを通じ、ユニバーサルサービスとして全国津々浦々に確実に提供するとともに、政府の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に挙げていただいた「郵便局の利活用」策の一つである地方公共団体の事務の受託を推進し、地域住民の皆さまの利便の向上を図るなど、各地域の抱える課題の解決について、適正な利潤を得ながら如何に寄与できるか等、地方公共団体や地域の諸団体などと協議し進めていきたいと考えています。

郵便局ネットワークは、国民共有の財産であり、日本郵政グループの競争力の源泉です。引き続き「郵政事業の健全経営と郵便局ネットワーク維持の取組み」及び「郵便局ネットワークを活用した地方創生、地域課題解決への取組み」についてのご検討をお願いします。私どもも、その役割を全力で果たしてまいります。

具体的に期待する内容は以下のとおりです。

① 郵政事業の健全経営と郵便局ネットワーク維持の取組み

郵便局が全国各地においてサービスを展開し、特に地域において少子高齢化や過疎化が急速な速度で進展する状況の中で「郵便局が地域の拠点であり続けてほしい」との地域の要望に応え、その役割を果たしていくための基盤は、全国津々浦々に設置されている郵便局のネットワークであり、郵政事業の健全な経営の下で郵便局ネットワークを維持していくことが必要です。

そのためには、経営形態の見直しやお客様ニーズに合ったサービスの改正や規制緩和の下での適正かつ安定した収益確保のための態勢の構築が重要と考えますので、以下の事項について取り組んでいただきたい。

(1) 郵政事業の一体経営の確保について

今まで（郵政省、郵政事業庁、郵政公社の各時代）、郵便・貯金・保険の3事業を一体として郵便局ネットワークを通じて、ユニバーサルサービスとして提供してきたところ

であり、今後も郵便局においては3事業一体として提供していくべきと考えています。

郵政事業が健全かつ安定的に運営されるためにも、日本郵政グループ各社が「郵便局が地域を守る」、そのため「郵便局ネットワークをグループ各社一体で支える」との思いを共有し、グループ会社一丸となって経営に当たることが必須と考えます。

まずは、郵便局を日本郵政グループ各社のすべての出先店舗としネットワークの維持を図るとの意味合いから日本郵政株式会社と日本郵便株式会社を統合し3社体制とすることや、現在の法律の下では将来的にはゆうちょ銀行とかんぽ生命保険は日本郵政との資本関係がなくなる仕組みとなっていることから、今後も安定的な委託手数料収入を得て日本郵便株式会社を安定的に経営し、郵便局ネットワークを維持するために、日本郵政株式会社又は日本郵便株式会社による、一定数のゆうちょ銀行、かんぽ生命保険の株式の保有等、一体経営を担保する仕組みについて引き続き検討していただきたい。

(2) ユニバーサルサービスの維持コスト

日本郵政株式会社、日本郵便株式会社の2社は法律によって「郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、郵便局ネットワークを維持するものとする。」とされ、また、「郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の実施に当たっては、その公益性及び地域性が十分に発揮されるようにするものとする。」とされています。さらに、国は、前記の「責務の履行の確保が図られるよう、必要な措置を講ずるものとする。」とされています。

しかしながら、現状はこれにかかる財政的負荷（コスト）を日本郵政グループに負担させ、その経営への影響が懸念される状態が依然として続いています。

国として2社に、郵便局ネットワークを維持し全国津々浦々へのユニバーサルサービス提供を義務付けるならば、一企業の経営努力によるものではない、国としての合理的なコスト負担、サービス維持の方策を引き続き検討いただきたい。

(3) 郵便サービスの改正の実現等

郵便局は、地域に密着した「安心、安全、交流の拠点」であり、特に、地方の過疎化、高齢化が進む中にあるには、郵便局ネットワークおよび配達ネットワークを維持していくことが重要です。

郵便料金を決定するに当たっては、政令、総務省令に係る細かな規定を順守する必要があることから、社会情勢の変化に的確かつ迅速に対応できるよう、規制緩和等の措置の検討をいただきたい。

また、公共的な事項を報道、論議することを目的とした定期刊行物等を内容とする第三種郵便物及び盲人用、植物種子等栽植用、蚕種の繁殖用等のものを内容とする第四種

郵便物については、極めて公共性が高いにもかかわらず、料金が低く設定されています。

一企業である日本郵便株式会社がこれを提供することは、「適正な利潤を含むもの」とは言い難いと考えますので、第三種郵便物、第四種郵便物制度の廃止や国による補助金制度の創設等を含め検討いただきたい。

(4) 金融2社への上乗せ規制の撤廃

金融2社（ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険）については、他の金融機関と同様に各業法に則り業務を行っていますが、日本郵政株式会社の株式の一部を国が保有しているという事のみで、金融2社の株式を日本郵政株式会社が保有している間は、他の金融機関等がない法的規制、いわゆる上乗せ規制が設けられています。

金融2社が行う、社会の要請に合致した魅力ある商品や新サービス、新規業務について他の金融機関と同様に速やかに認可いただけるようにするために、上乗せ規制を直ちに撤廃し、公平な条件としていただきたい。

郵政グループの企業価値を高めるためにも、また、以下のような地域の利用者の皆様、特に少子化、高齢化、過疎化が進み、民間金融機関が撤退している地域にお住まいの方々の要望に応えるためにも、「いわゆる上乗せ規制」を早期に撤廃し経営の自由度を高めていただきたい。

- ・ 郵便局での相続やローン、資産運用に関する相談などのサービスの提供
- ・ 民営化以前のような渉外社員による現金の授受が伴う金融サービスの提供

なお、かんぽ生命保険についてはすでに50%以上の株式を売却し、商品、サービスについては届出制となって、郵政民営化委員会で審議も簡素化されましたが、依然として規制を受けていると感じております。

(5) 郵便局ネットワーク維持の支援のための拠出金・交付金制度の対象範囲の拡充等

現在の拠出金・交付金は、郵政事業のユニバーサルサービスを利用できることを確保するために「不可欠な」費用の額とされていますが、対象範囲を拡大することなどの見直しをお願いしたい。

② 郵便局ネットワークを活用した地方創生、地域課題解決への取組み

郵便局は、地域社会の維持・発展と地域住民の利便向上に貢献しながら地域で存立していかなければなりません。

現在、地域においては少子高齢化、過疎化などが急速に進行しています。これらの地域においては、郵便局は郵政事業のみならず、安心（見守り、ヘルスケアなど）、安全（防災など）、交流（コミュニティ活動など）の拠点、地域の拠点としての生活相談窓口として期待されています。

その状況の中で、昨年の12月の閣議において「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が決定し、地域の核として郵便局を利活用するという方向性が明確となりました。地方公共団体事務の受託はもとより、地方移住、各地域での特産品などの新事業創出、各地域の魅力ある観光資源の掘り起しによる観光客の誘致、地域の利用者の方のニーズがある各地域での新サービスの開発（例：高齢者の見守り、買い物代行、病院・スーパーへの送迎、お墓の清掃等）、地域での遠隔医療等への参画、空き家対策等について、地方公共団体や地域の団体・NPO法人・企業等と密接に連携し、適正な利潤を得ながら取り組んでいきたいと考えていることから、政府においても引き続き郵便局の利活用について推進していただきたい。

(1) 地方公共団体事務の受託の取組み

現在、日本郵便株式会社は地方公共団体の行政業務の受託を推進しています。

しかしながら、総務省が5月に開催した情報通信審議会郵政政策部会の資料「郵便局に求める地域貢献に関するアンケート調査結果」によれば、郵便局への委託を行わない理由として、「委託するための初期費用が厳しい」、「委託後の維持費用が厳しい」、「委託できる業務とできない業務があり、利用者が混乱する」を挙げる自治体が多かった。」とのことで、地方公共団体の行政事務の郵便局への委託が進まない課題の一つとなっていると思われます。

つきましては、今後、これらの点につきましても地方公共団体への財政措置も含む支援措置の拡大等を検討していただきたい。

ちなみに、前国会で「郵便局事務取扱法」の改正により、マイナンバーカードについては申請から受取りまでの手続きを指定された郵便局の窓口で完結できるようになりました。今まで、本人確認について地方公務員でなければ認められないとの規定により、郵便局で申請はできても本人確認のために一度は役場へ出向かなければなりませんでしたが、本人確認を郵便局と役場とをタブレットでつなぐことによって役場に出向かなくてよくなり、マイナンバー申請者の利便が大きく向上しました。地方公務員でなければ対応できない地方業務についてDXの活用なども含めて解決策をご検討いただき、地域住民の方々の利便向上のために、支所で扱っている全業務を郵便局で扱えるように法改正等を実施していただきたい。

(2) オンライン診療や地域での健康増進活動への取組み

過疎化、高齢化が進行する中で過疎地や島しょ部の診療所などは医師不足などもあり診療所などが廃止され、医療体制が十分でない地域が増加しています

先日、厚生労働省が一定の条件の下、郵便局内のスペースを使ってオンライン診療を行うことが可能との判断を示されたことから、地域の郵便局を活用した「オンライン診療」や「まちの診療所」事業などについて地方公共団体や医療機関などと協議し、積極

的に取り組んでまいりたいと考えていますので政府としても支援・協力していただきたい。

(3) 空き家対策等への取組み

各地方公共団体において空き家問題は深刻であり、日本郵便株式会社においても、空き家のみまもりサービスを専ら個人の利用者向けに提供していますが、行政との連携施策としての「空き家の活用支援」は、総務省の郵便局活性化推進事業として、令和2年度に宮城県東松島市で地域実証が実施されました。

空き家は「持ち主が特定されていない」「老朽化で崩落の危険がある」「防犯上問題がある」など多くの問題を抱えており社会問題化しています。

地方公共団体から空き家の状況の調査や確認などについては、既に一部の郵便局で受託した実績がありますが、今後さらにニーズが高まると想定されるので、積極的に取り組みたいと考えていますので政府としても支援・協力していただきたい。

(4) 地方移住の取組み

新型コロナウイルス感染症の感染拡大以来、ICT技術を活用したリモートワーク、テレワーク等の在宅勤務が定着しつつあります。

また、住む場所自体も勤務するオフィスに近い大都市近郊から地方へ移り住む（地方移住）という流れも出始めています。

しかし、地方に移住、定住を希望される方々にとって、生活する上で必要な郵便・物流や金融といった基礎的なサービスが提供されていることは大変重要であり、郵便局は全国津々浦々に設置された2万4千のネットワークを通じ、その役割を果たしうる存在であります。

また、移住先の決定に際しては、当該地域の生活情報の入手が欠かせませんが、こういった情報についても、当該地域の生活情報に詳しい郵便局が、地方公共団体やNPO法人等と情報共有し、希望者に提供することによって、安心して移住していただくことが可能となりますので、地方移住促進について政府においても郵便局の活用を検討していただきたい。

(5) 各地域の魅力ある観光資源の掘り起しによる観光客の誘致の取組み

日本各地には魅力ある観光資源があります。しかし、生まれ育った地域で暮らしている方にとっては見慣れているため魅力に気づかないこともあります。地元以外の方から見た場合に大変魅力溢れる行事や風景ということもあります。全国津々浦々に設置された郵便局が全国ネットの組織である強みを活かし、地方公共団体や観光協会、地域のオピニオンリーダー等と連携しつつ、当該地域独自の隠れた魅力ある観光資源を掘り起

し、地域に観光客を誘致し、地域経済の活性化に貢献する取り組みを行っていきたいと考えていますので政府としても支援・協力していただきたい。

(6) 各地域での特産品の開発・販売などの新事業創出等の取組み

地元情報に精通している郵便局の強みを活かし、地方公共団体や農業協同組合、漁業協同組合、地元企業などと協力し、魅力ある地域の特産品の開発や生産、配送、販売に至るまで共同で企画し、ふるさと納税の際の返礼品としての活用等を通じての地方公共団体の税收確保や農業、漁業等に従事する方々の収益確保、そして地域における働く場の拡大、雇用増に結び付けることのお手伝いができると考えています。

政府においても郵便局の活用を検討していただきたい。

実例では、千葉県睦沢町の睦沢郵便局において、睦沢町と連携して「ほしいも」事業を立上げ、地域の農家はさつまいも栽培収入を得、ほしいも工場での地元雇用の創出、道の駅や郵便局窓口では販売収入、関東地方一円での通信販売でも収入をあげております。